

保医発0327第11号

平成27年3月27日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

平成27年4月以降の地域加算の取扱いについて

地域加算については、「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）等の定めにより、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号。以下「法」という。）第11条の3第1項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者について、同令で定める級地区分に準じて所定点数に加算することとしています。

今般、法及び人事院規則の改正により同令で定める地域及び級地区分が見直され、平成27年4月1日より施行されるところですが、平成27年4月1日以降の地域加算の算定に係る地域及び級地区分については、当面の間、なお従前の例によることとするので、その取扱いについて遺漏なきよう、周知徹底をお願いします。

また、「厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ」（平成24年厚生労働省告示第165号）の別表第四から別表第六に定める地域加算の取扱いについても同様とするので、併せて周知徹底をお願いします。



(参考)

一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年 4 月 3 日法律第 95 号）（抄）

（地域手当）

第十一条の三 地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して人事院規則で定める地域に在勤する職員に支給する。当該地域に近接する地域のうち民間の賃金水準及び物価等に関する事情が当該地域に準ずる地域に所在する官署で人事院規則で定めるものに在勤する職員についても、同様とする。

2 地域手当の月額、俸給、俸給の特別調整額、専門スタッフ職調整手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 一級地 百分の十八
- 二 二級地 百分の十五
- 三 三級地 百分の十二
- 四 四級地 百分の十
- 五 五級地 百分の六
- 六 六級地 百分の三

3 前項の地域手当の級地は、人事院規則で定める。

診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）（抄）

別表第一 医科診療報酬点数表

第 2 節 入院基本料等加算

区分

A 2 1 8 地域加算（1 日につき）

- 1 1 級地 18 点
- 2 2 級地 15 点
- 3 3 級地 12 点
- 4 4 級地 10 点
- 5 5 級地 6 点
- 6 6 級地 3 点

注 一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 1 項に規定する人事院規則で定める地域その他の厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関に入院している患者（第 1 節の入院基本料（特別入院基本料等を含む。）、第 3 節の特定入院料又は第 4 節の短期滞在手術基本料のうち、地域加算を算定できるものを現に算定している患者に限る。）について、同令で定める級地区分に準じて、所定点数に加算する。

別表第二 歯科診療報酬点数表

第2節 入院基本料等加算

通則

- 1 本節各区分に掲げる入院基本料等加算（区分番号A250に掲げる地域歯科診療支援病院入院加算を除く。）は、それぞれの算定要件を満たす患者について、医科点数表の第1章第2部第2節に掲げる入院基本料等加算の例により算定する。（略）

区分

A214 地域加算

厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院、基礎係数、暫定調整係数、機能評価係数Ⅰ及び機能評価係数Ⅱ（平成24年厚生労働省告示第165号）（抄）

四 厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法別表

18に規定する厚生労働大臣が定める機能評価係数Ⅰ

- イ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表（以下「医科点数表」という。）区分番号A104に掲げる特定機能病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第四の左欄に掲げる医科点数表に規定する診療料（以下「診療料」という。）を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

- ロ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院であって医科点数表区分番号A105に掲げる専門病院入院基本料に係る届出を行ったものに係る機能評価係数Ⅰ

別表第五の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

- ハ 別表第一から別表第三までの病院の欄に掲げる病院（イ又はロに規定する病院を除く。）に係る機能評価係数Ⅰ

別表第六の左欄に掲げる診療料を算定することができる病院ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる数（同表の左欄に掲げる診療料のうち二以上の項に掲げるものを算定することができる病院にあっては、当該二以上の項の右欄に掲げる数を合算して得た数）

別表第四（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1 級地）	0.0070
A 2 1 8 地域加算（2 2 級地）	0.0058
A 2 1 8 地域加算（3 3 級地）	0.0047
A 2 1 8 地域加算（4 4 級地）	0.0039
A 2 1 8 地域加算（5 5 級地）	0.0023
A 2 1 8 地域加算（6 6 級地）	0.0012

別表第五（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1 級地）	0.0070
A 2 1 8 地域加算（2 2 級地）	0.0058
A 2 1 8 地域加算（3 3 級地）	0.0047
A 2 1 8 地域加算（4 4 級地）	0.0039
A 2 1 8 地域加算（5 5 級地）	0.0023
A 2 1 8 地域加算（6 6 級地）	0.0012

別表第六（抜粋）

医科点数表に規定する診療料	機能評価係数 I
A 2 1 8 地域加算（1 1 級地）	0.0070
A 2 1 8 地域加算（2 2 級地）	0.0058
A 2 1 8 地域加算（3 3 級地）	0.0047
A 2 1 8 地域加算（4 4 級地）	0.0039
A 2 1 8 地域加算（5 5 級地）	0.0023
A 2 1 8 地域加算（6 6 級地）	0.0012

一般職の職員の給与に関する法律等の 一部を改正する法律案の概要

- 人事院は8月7日、一般職の国家公務員の給与改定及び給与制度の総合的見直しの実施を国会及び内閣に対し勧告
- 政府は、給与関係閣僚会議等における検討の結果、人事院勧告どおりの実施を閣議決定

法案概要

1 官民較差等に基づく本年度の給与水準改定【平成26年4月から遡及適用】

- ① 月例給:俸給表を平均0.3%引上げ(初任給・若年層に重点)
- ② ボーナス:3.95月分→4.10月分(年間0.15月分引上げ)【平成26年12月支給分から実施】
… 勤勉手当に配分し、勤務実績を的確に処遇に反映
- ③ その他手当
自動車等使用者に係る通勤手当の引上げ、初任給調整手当の引上げ

2 給与制度の総合的見直し【平成27年4月施行、平成30年4月完全実施】

- ① 地域間・世代間の給与配分の見直し… 俸給表・地域手当の改定
 - (1) 全国共通に適用される俸給表水準を、民間賃金水準の低い地域の官民較差を踏まえて平均2%引下げ
… 初任給等は引下げなし、50歳台後半層が多い号俸は最大4%程度引下げ
… 新俸給表への円滑な移行のための経過措置(3年間の現給保障)
 - (2) 上記俸給表の引下げに併せ、地域手当の支給地域・支給割合の見直し
… 現行:6区分(18%～3%)→改正後:7区分(20%～3%)
- ② 職務や勤務実績に応じた給与配分のための諸手当の改定
 - ・ 広域異動手当の引上げ
 - ・ 単身赴任手当の引上げ
 - ・ 臨時・緊急にやむを得ず行う平日深夜勤務に対して管理職員特別勤務手当を新たに支給

※ 見直し初年度の改正原資を得るため、平成27年1月の昇給を1号俸抑制。
地域手当等の引上げは段階的に実施。

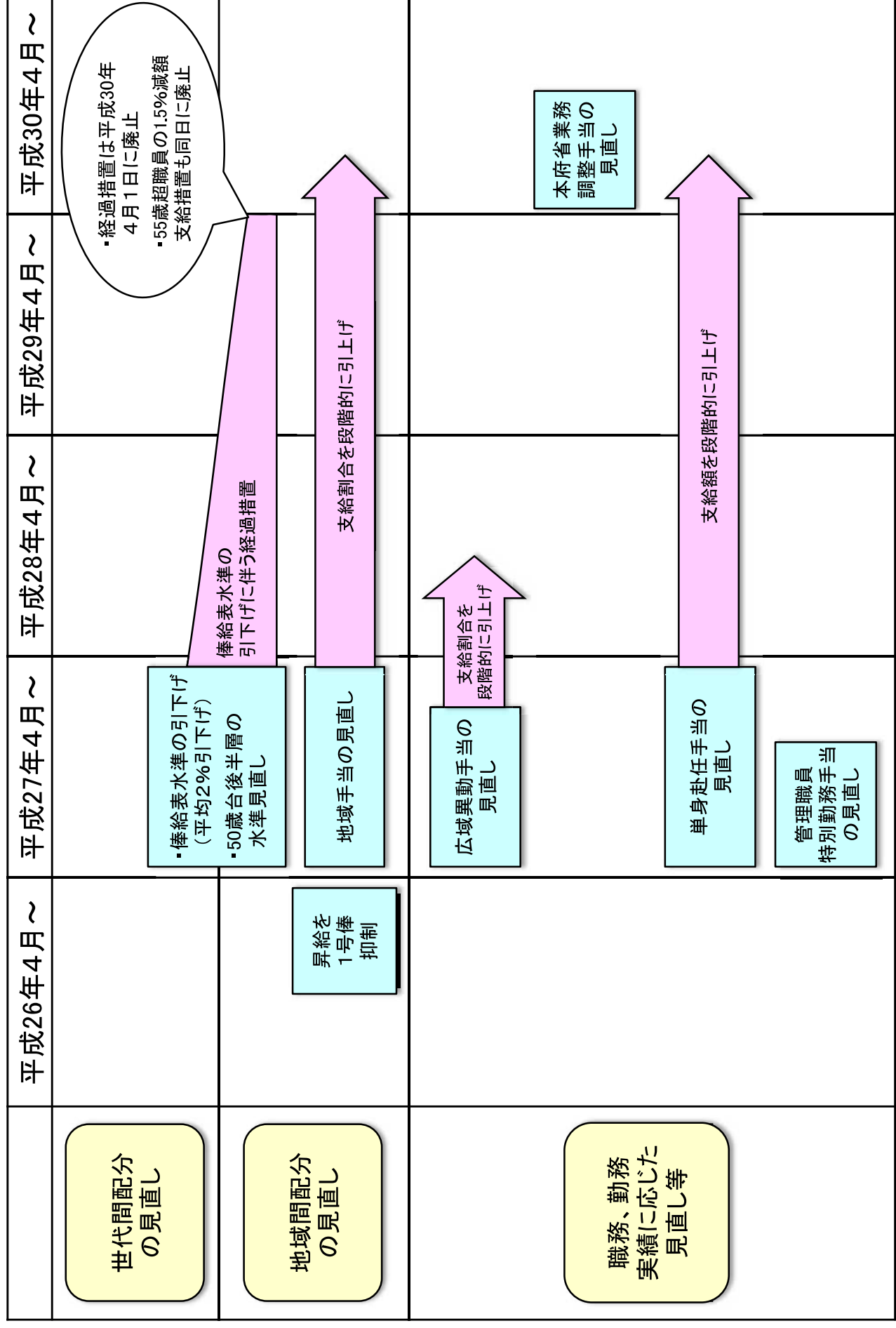
3 その他【平成27年4月施行】

- ・ 再任用職員に対し、新たに単身赴任手当を支給
- ・ 気象データの更新に基づく寒冷地手当の支給地域の見直し

4 施行期日

公布の日(一部の規定は平成27年4月1日)

2-⑦ 給与制度の総合的見直しの実施スケジュール



別表第7 平成27年度の地域手当の級地別支給割合

見直し後の級地 (支給割合)	見直し前の級地 (支給割合)	改定幅	平成27年度の 地域手当の 支給割合
1 級 地 (20%)	1 級 地 (18%)	2	18 %
2 級 地 (16%)	2 級 地 (15%)	1	15
	3 級 地 (12%)	4	13
3 級 地 (15%)	2 級 地 (15%)	0	15
	3 級 地 (12%)	3	13
	4 級 地 (10%)	5	11
4 級 地 (12%)	3 級 地 (12%)	0	12
	4 級 地 (10%)	2	10
	5 級 地 (6%)	6	8
5 級 地 (10%)	4 級 地 (10%)	0	10
	5 級 地 (6%)	4	7
	6 級 地 (3%)	7	5
6 級 地 (6%)	5 級 地 (6%)	0	6
	6 級 地 (3%)	3	4
	非支給地 (0%)	6	2
7 級 地 (3%)	6 級 地 (3%)	0	3
	非支給地 (0%)	3	1

(注) 1 「改定幅」は、見直し後の地域手当の支給割合と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

2 医師等に係る地域手当の特例措置(見直し前15%)は、見直しにより16% (改定幅は1)となるが、平成27年度の地域手当の支給割合は15%である。